

2025 年 11 月 19 日 全 3 頁

EU サステナ開示規制順守は米国法違反？

米国産業団体は米政府に EU 規制の域外適用撤廃の交渉を求める

政策調査部

主席研究員

鈴木 裕

[要約]

- EU サステナビリティ開示規制に対して、米国政府と産業界はその域外適用に強い懸念を示している。共和党知事州の司法長官らは、EU の規制に従って開示等の対応を行った場合、米国法に反する可能性があるとは指摘している。
- 米国の産業界は、EU サステナビリティ開示規制の撤廃に向けた交渉を進めるように米国政府に要望している。
- EU サステナビリティ開示規制は、日本企業にも域外適用されるものであるから、米国で事業を展開する企業にとっては、米国法との抵触が懸念される。

EU サステナビリティ開示規制に関する EU と米国の摩擦

欧州連合（EU）が策定したサステナビリティ開示規制の EU 域外企業への適用を巡って、米国トランプ政権が問題提起しており、EU と米国の関税合意の中で見直しが約束された¹。政府間の交渉の具体的な進展は不明であるが、米国の共和党知事州の司法長官らは、EU サステナビリティ開示規制が米国法に違反しており、任意的にであっても EU サステナビリティ開示規制に準拠した開示は行うべきではないと主張している²。また、米国の産業界は、EU サステナビリティ開示規制の先行きが不透明であり、米国企業による対応を難しくしているため、域外適用の撤廃に向けた交渉を急ぐよう、米国政府に要望している³。

EU サステナビリティ開示規制の適用対象企業がこの規制に従わない場合には、制裁として罰金を収めるだけでなく、取引の打ち切り等の不利益を被る可能性がある。しかし、規制に従って開示を行えば米国法に違反する恐れがある。適用対象となる企業にとっては、対応策の検討および実施が極めて困難となろう。

共和党知事州の司法長官らから米国企業への警告

共和党知事州にあたる米国 16 州の司法長官は、連名で米国の IT 大手企業に書簡（脚注 2）を送った。MicrosoftをはじめMeta（Facebook）、Alphabet（Google）などが宛先となっている。EU サステナビリティ開示規制に対する懸念を示すとともに、米国企業による開示に反対する内容だ。

EU サステナビリティ開示規制による開示を行うことで、米国での訴訟リスク（虚偽表示や独占禁止法違反など）が高まることや、EU 規制が求める対応の一つである DEI（Diversity 多様性、Equity 公平性、Inclusion 包摂性）施策は、雇用における人種差別となりかねないことを指摘している。EU の規制は、米国企業の負担となり、雇用や経済活動に悪影響を及ぼすことになるため、米国企業は従うべきではないと警告している。

米国企業は米国法とトランプ政権の方針を順守すべきであって、EU サステナビリティ開示規制によって要請される DEI・ESG 施策を拒否するよう求められており、30 日以内に対応状況についての説明をしなければならない。

米国産業界の懸念と要望

米国商工会議所、全米製造業者協会等は連名で、EU サステナビリティ開示規制に対する懸念を表明するとともに、財務省、通商代表部、エネルギー省などに対応を求める書簡（脚注 3）

¹ 鈴木裕「[EU サステナ開示規制の域外適用見直しへ](#)」（大和総研レポート、2025 年 9 月 12 日）

² [共和党知事州の司法長官から Microsoft にあてた書簡](#)（2025 年 10 月 6 日）

³ [US Chamber of Commerce 等からの書簡](#)（2025 年 10 月 29 日）

を送った。

書簡では、EU サステナビリティ開示規制は、米国企業に巨額のコンプライアンス・コストを強い、事務負担が増大することを問題視している。影響を受ける米国企業は、規制の策定に何の関与もできないだけでなく、米国政府の同意もなしに一方的に義務を課されることは主権の侵害であると指摘している。

また、EU サステナビリティ開示規制は、修正案（Omnibus Legislation）⁴の審議が続いているが、いったん法制化されると、修正や撤回が非常に困難になるものと考えられる。そのため、米国政府に対して EU との交渉を継続し、EU サステナビリティ開示規制の域外適用を撤廃するよう強く働きかけるべきであると要請している。

日本企業への影響

EU サステナビリティ開示規制は、域外適用の要件に達していれば日本企業にも適用される。適用対象企業は、サプライチェーン全体に対して人権・環境デューデリジェンスの実施を求められるため、域外適用の対象ではない日本企業も間接的に対応を迫られる。

一方で、EU 規制に準拠することで、米国法と矛盾する行動を取るリスクが生じる可能性がある。EU 基準に従った措置が米国では過剰または不適切であると判断されかねない。また、気候変動への対策を講じことで、米国のエネルギー政策と対立し、米国政府や州政府との摩擦を生むおそれもある。したがって、日本企業には、EU・米国双方の法制度の整合性を検討した対応を進めることが必要になるだろう。

⁴ 藤野大輝、中澤「[欧州委員会による『オムニバス法案』の概要](#)」（大和総研レポート、2025年3月14日）